

## 令和3年度第1回北九州市精神保健福祉審議会 議事録

- 1 会議名 令和3年度第1回北九州市精神保健福祉審議会
- 2 開催日時 令和3年5月6日(木) 19:00～20:30
- 3 開催方法 web会議(一部書面開催)
- 4 出席者
  - (1) 委員(敬称略、五十音順)  
桑園正夫、高口恵美、小鉢由美、佐藤みずほ、高田和久、田原恭子、  
長森健、原真由美、原賀憲亮、深谷裕、村田典子、吉村玲児
  - (2) 事務局  
【保健福祉局障害福祉部】  
障害福祉部長 星之内正毅、精神保健福祉課長 安藤卓雄  
【保健福祉局総合保健福祉センター】  
総合保健福祉センター担当部長 三井敏子、  
精神保健福祉センター所長 藤田浩介
- 5 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 報告  
北九州市精神保健福祉行政の現況
  - (3) 議題  
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について
  - (4) その他(報告)
    - ①こころの健康に関する実態調査報告書について
    - ②北九州市自殺対策計画の評価・見直し(第2回)について
    - ③依存症専門医療機関について
    - ④第6期北九州市障害福祉計画・第2期北九州市障害児福祉計画の意見と回答について
  - (5) その他
  - (6) 閉会
- 6 書面開催について(委員一名)

## 7 会議経過（報告・議題）

### （1）報告

北九州市における精神保健福祉の現況

#### ○主な意見・質疑応答

##### 【委員】

P7 に通報内容の処理別件数があるが、矯正施設の通報が 81 件で措置診察の必要がないと認められた件数が 81 件。令和元年度に関しても、通報が 99 件で措置診察の必要がないと認められた件数は 98 件。その他警察官からの通報、検察官からの通報とあるが、措置診察の必要がないと認めた率としては非常に高いため、行政の説明を聞きたい。

##### 【精神保健福祉課長】

措置診察の必要性に関しては、精神保健福祉法に基づいて判断している。措置入院の要件は、自傷他害の恐れがあることとなっている。法律以外に市の特別な基準等を設けていることはなく、1 件 1 件本人の状況を確認したうえで、措置診察が必要な案件については措置診察を行っている。

##### 【委員】

本人の同意がない場合は、退院後支援を進めないことになるが、P22 の北九州市における措置入院患者の退院後支援の流れについては、本人の同意が得られない場合でも精神科病院と精神保健福祉課/区役所が情報連携を行うとなっている。これはどういうことか。

##### 【精神保健福祉課長】

精神保健福祉課・区役所と精神科病院は、本人の同意がない場合は措置入院の退院後支援に向けての情報の共有連携はスタートしない。必要に応じて精神保健福祉法第 4 7 条に基づく一般的な相談支援を実施する。

### （2）議題

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

#### ○主な説明

##### 【精神保健福祉課長】

##### ① 精神保健福祉審議会について

本市では委託事業として浅野社会復帰センターを事務局に、精神障害者の地域生活の促進に向けて北九州市精神保健医療福祉連絡会議を開催し、地域移行の推進について主に事業ベースでの議論を進めてきた。

今後はより広範かつ包括的な議論を進めるため、市の付属機関である精神保健福祉審議会に議論の場を移して、精神障害者の地域生活を支える社会の基盤

づくりについて議論を重ねていく。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの基本的な考え方

これまで精神障害のある方が地域で暮らすことを目指し、地域移行を進めていく方針のもとに、医療関係者福祉関係者とともに取り組んできた。その取り組みを更に進めていくために地域の生活基盤を多様な主体の方々と一緒に作っていく必要がある。このような包括的な基盤づくりを精神障害にも対応した地域包括ケアシステムとして定義されている。

基本的な事項としては、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせるように重層的な連携による支援体制を作ること示している。

③ 北九州市精神保健医療福祉連絡会議での協議内容について

北九州市精神保健医療福祉連絡会議では、ピアサポーターや精神障害を有する方を協議の場に参画できるように働きかけるべきだと考えている。当事者がどういったところに困りごとを感じているのかしっかりと情報共有しなければならない。普及啓発の方法を少し見直して、啓発に参加した方々一人一人が態度や行動までつながるようなことを意識した普及啓発を設計していくことが必要だとの結論に至った。

④ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構成する要素について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築する要素としては、地域精神保健及び障害福祉、精神医療の提供体制、住まいの確保と居住支援、社会参加、当事者・ピアサポーター、精神障害を有する方等の家族、人材育成の七つがある。この構成要素に沿って、令和4年度からの本市の取り組みを1年間かけて議論し、新年度からの取り組み目標をまとめていきたい。

○主な意見

【委員】

障害福祉サービスの利用に関わらず、何かあったときに誰かが気軽に相談できる場所が当事者にはわかりにくい。北九州市にはサービスはたくさんあるが、うまくマッチしていない。良い形で繋がっていけばよいシステムができると考えている。

【精神保健福祉課長】

北九州市の多職種支援者が繋がりやすい仕組みやより身近な所で支援する人と出会いやすい仕組み、情報をいかに届けていくかという視点が重要だと考える。

**【委員】**

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、地域で暮らす精神障害者の方たちにとってはよいシステムになると思う。

しかし、心配していることがある。精神科医療に携わって、一番大きな問題は偏見である。患者さんにとって良いことかもしれないが、地域の方がいかにそれを理解してもらえるか。

例えば、精神科病院がそこにあるだけで、地域からの反対が出るということが多々ある。

総論では皆さんよい考えだと言うが、各論になると、うちの近くでは困るという方々が多い。

最終的に精神障害者の方が暮らしやすい地域というのは、周りの方の理解を得られるということ。地域の方に理解をしていただくことが非常に大切だと考える。

**【委員】**

人権に関して電話相談を受ける業務をしている。人権が侵害されているという相談がある。市民に人権がとても大事であることを理解してもらいたい。

個人的ではあるが、親戚が障害福祉サービス事業所を運営している。そのサービス事業所では、地域の方たちにいかに理解してもらうかに力を入れており、地域の方たちと色々な行事をやっている。地域の方に理解が大切だと感じる。

**【委員】**

当事者をサポートさせていただいているが、最近は地域とつながることが少ない。正しい情報が伝わっていないと感じる。本年度は啓発活動に取り組みたい。

以前は反対運動を受けていたが、現在はグループホームも運営できている。地域の清掃を行い、地域の方たちに理解してもらえよう活動している。

**【精神保健福祉課長】**

時間の関係上本日はこれ以上議論できないが、今後は、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、一つ一つ丁寧に意見交換を行う。

(3) その他（報告）

○主な説明

- ① こころの健康に関する実態調査報告書について

**【精神保健福祉センター所長】**

5年に1回行っている心の健康に関する実態調査についてであるが、今回の調査時期は令和2年7月ということで、新型コロナウイルス感染症の拡大により市民の中に感染に対する不安やストレスが増加している時期と重なっている。どのように

調査の結果に影響があったかについて明らかにすることが難しいが、自由記載欄に意見をいただいているため、状況を把握するための参考にさせていただくことを考えている。

② 北九州市自殺対策計画の評価・見直し（第2回）について

【精神保健福祉センター所長】

この計画は、自殺対策基本法に定める市町村自殺対策計画として、平成29年5月に策定し、令和8年度までの10年間の計画となっている。

基本理念「自分らしく生きる喜びを実感できるまち・北九州」を掲げている。

新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴うこころのケアとして当面の間、こころの相談窓口を開設し、陽性者への支援や医療従事者等へのこころのケアに取り組む。今後は関係団体等からなる北九州市自殺対策連絡会議や関係部署による北九州市自殺対策庁内連絡会議において説明し、9月に成案、議会報告し、その後公表したいと考えている。

③ 依存症専門医療機関について

【精神保健福祉課事業調整係長】

国が実施する依存症対策総合支援事業にかかり北九州市においても依存症専門医療機関を令和元年度から整備することとなった。北九州市においては、四か所の精神科病院を選定した。

④ 第6期北九州市障害福祉計画・第2期北九州市障害児福祉計画の意見と回答について

【精神保健福祉課事業調整係長】

令和2年度精神保健福祉審議会（書面開催）にて受けた質問を資料のとおり回答している。

(4) その他

【精神保健福祉課長】

今年度は丁寧に議論を重ねていく一年にしたいと考えている。次回は文書でのやりとりを通して一人一人の意見や指摘を丁寧に対応するため書面開催を予定している。

8 書面開催

Web環境の不具合により一名委員が入室できなかったため後日書面開催とした。

(1) 意見について

【委員】

具体的にどのような対策を取ると精神障害と共に生きる人に対する地域包括ケアシステムの構築に向けて効果的なのか。

多職種の連携について、話し合いは行われているが、何かあったとき等の臨時での話し合いは行われているのか。入院への方向に傾斜しているのではないだろうか。

困りごと等の相談窓口が少ない。相談窓口に精神専門のスタッフの常勤は無理なのだろうか。病院への受診を進めるだけでは無理がある。

8050 問題について、社会的ひきこもりと精神的疾患のあるひきこもりの違いを事務局としてはどのように考えているのだろうか。

ピアサポーターの養成は充実しているのだろうか。どうすれば、ピアサポーターが続けられるのだろうか。

支援従事者の研修、実習はどのようなことをしているのか。それぞれの病態を知り得たうえで支援しているのだろうか。

地域への対応として、もっとどうしたら地域の方に精神障害を理解していただけるのか具体的に考える必要がある。